

日野都市計画事業西平山地区画整理審議会

第 3 6 回 審 議 会 議 事 錄

1. 招集通知の日 令和3年4月16日
2. 開催の日 令和3年4月23日
3. 開催場所 西平山まちづくり事務所
4. 審議会委員の数 15名
- 内訳 · 所有権者 11名
· 借地権者 1名
· 学識経験者 3名
5. 出席者数 26名
- 内訳 · 審議会委員 14名
- 馬場 達夫、村野 米三、木村 往雄、山本 富生、
吉澤 武夫、菱山 富美男、松本 平、神田 耕治、
田中 博明、野口 敏雄、馬場 豊治、上田 明、
鷹取 謙治、原田 龍次
- 市 7名
- まちづくり部長 宮田 守
区画整理課長 岡崎 健次
区画整理課長補佐 鈴木 太郎
区画整理課長補佐 大野 高宏
区画整理課計画換地係長 松永 淳史
区画整理課計画換地係主任 矢光 亜紀子
区画整理課事業管理係主任 七尾 幸人
- 都市づくり公社 5名
- 日野事務所長 若月 純子
換地・補償担当課長 萩田 清光
換地係長 川嶋 輝之
換地担当係長 菅野 浩二
換地係主任 西村 省紀
6. 欠席者 1名 遠藤 真実

7. 傍聴人 1人

8. 会議の目的たる事項

- ・ 諮問第86号「仮換地の指定について」
- ・ 諮問第87号「審議会議事運営規則の改正について」
- ・ 議案第4号「委員の辞任について」

[審議会開会] <午後2時00分>

会長：皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の第4波、緊急事態宣言の発令が心配される中での開催となります。したがいまして、短時間で会議が終わるよう議事進行に努めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

審議会の開催に先立ちまして、日野市の宮田部長、並びに東京都都市づくり公社、日野区画整理事務所、若月所長よりご挨拶をお願いいたします。

宮田：皆様、改めましてこんにちは。本日はご多用の中にも関わらず、審議会のほうにご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

まず、今回の審議会でございますが、前回が昨年8月21日に開催しておりますので、ちょうど約8ヶ月ぶりの審議会でございます。また、令和3年度、今年度に入って最初の審議会ということでございます。

本日の審議会におきましては、議題として、諮問として2件、1つ目が仮換地指定諮問、2つ目が保留地決定諮問ということでございます。また、議案1件としまして、学識経験の委員さんの辞任がここであります、このことについて。最後に、その他として、今年度最初の審議会ということでございますので、新年度、令和3年度の予算のことと工事のことについて、後ほど少し詳しくご説明させていただきたいと思っております。

この場を借りまして、3点ほど私のほうから触れさせていただきます。

まず1点目、予算のことと工事のことについてです。これはまた後ほど詳しい説明がありますのでまずお聞きになっていただいてよろしいと思いますが、今、日野市でございますけれども、財政非常事態宣言を出しているところでございます。あわせて、ご

承知のとおり、新型コロナウイルスのコロナ禍という中にあります。そういう中で、これは日野市だけに関わらないことでございますが、いわゆる区画整理等に代表されます都市基盤整備等の投資的経費というものの予算を確保していくということが、今まで以上に非常に厳しい状況となってございます。

そういう中での令和3年度の日野市における区画整理の予算でございますが、市施行4地区、今区画整理をやっておりますけれども、この総事業費として約22.9億円を令和3年度当初予算として確保したところでございます。この22.9億円のうち、こちらの西平山地区にどれほどの予算を確保したかと申し上げますと、西平山地区は約11.8億円という予算になっております。数字からしますと、西平山地区だけで見ると前年度比で約30%の減となっております。しかしながら、総事業費の約51%がこの西平山地区の予算ということで確保させていただいたところでございます。

この背景につきましては、やはりこちらの西平山地区におきましては、都市計画道路3・3・2号線、国道20号日野バイパスの延伸でございますが、この広域幹線道路を整備していかねばならないという市としてのミッションもあるところでございます。これについては日野市だけの事業ではなく、八王子市等広域の事業ということでありまして、ここについては市としても、いかなる状況下であってもこの3・3・2号線の関連事業については事業進捗を図っていくということが、市としての責務だという認識をしているところでございます。そういう中で、全体としては厳しい予算状況ではございますが、何とかこの西平山地区においては最低限の予算は確保させていただいたという認識はございます。

これによりまして、令和2年度、事業費ベースの事業進捗になりますが、約2.9%ほどの進捗を図りまして、令和元年度末で54%、令和2年度末で56.9%ということですので、また同等の進捗を図っていきたいと考えてございます。

以上が1点目でございます。また後ほど、細かい説明をさせていただきます。

2点目でございますが、日野市における大きな危機ということで今3つほどあるかなと、行政として捉えております。さきに日野市長選挙も終わったところでございますが、その中でも浮き彫りとなった点でもございます。1つ目が、今申し上げたとおり新型コロナウイルスのこと、2つ目については、これも今申し上げたとおり財政危機のこと、3点目として、元副市長問題というものがございます。

これは日野市特有の問題でございますが、事件の概要についてはご承知の方も多々いらっしゃると思いますけれども、日野市の元副市長であった河内久男氏が、日野市内の川辺堀之内土地区画整理組合の理事長相談役という役職に就任しておりまして、その中で日野市からの助成金を詐取したということで、詐欺罪で2月17日に逮捕されて、その後、3月10日に起訴されているところでございます。これについては今後、公判を迎えていくということでございます。

そういった中にありまして、今この区画整理に携わる我々市の職員でございますけれども、市民の方だけではなく、また議会からだけではなく、日本全国の国民の方からいろいろな声をいただいております。そこについては、日野市の区画整理は闇が多いんじゃないか、何をやっているんだと、そういう厳しいご批判を我々日々多々今いただいているところでございます。

そういった中にありまして、当然今まで大事にしてきましたけれども、これまで以上にこの区画整理事業における法令遵守、コンプライアンス、のことと、あとは当然事業を進めるに当たっての公平性や客観性、こういったものは今まで以上に意識して皆様方にも説明させていただき、そしてご審議いただきたいと思っているところでございます。また、既にご審議いただいたとおり、審議会の議事録を今回の審議会から公表させていただきます。当然個人情報は伏せた上ででございますけれども、これもそういった事業の見える化の一環として進めさせていただきたいと思っているところでございます。そういった面での委員の皆様方のご指摘等、忌憚なくいただきたいと思っているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

最後3点目でございますが、この時期でありますので、ちょうど4月1日付の人事異動等が区画整理課でもありました。また、ここで区画整理課の中で少し組織改正も行ったところでございます。

まず、組織改正につきましては、計画係と事業管理係という係を新しくつくりました。この狙いは、計画係につきましては、やはり計画行政というものをしっかりと今まで以上に徹底していかねばならないということ。事業管理係につきましては、当然計画を作ったものを事業をするに当たってやっぱりしっかりと進行管理していくかなきやいけないというところであります。これを組織としてしっかりとやっていきたいということで、こういった係を4月につくらせていただいたと

いうところでございます。

あと、併せまして人事異動が少しあったのですが、本日の審議会で出席している職員だけちょっと紹介させていただきます。課長補佐の鈴木でございます。

鈴木：鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

宮田：主任の七尾でございます。

七尾：七尾と申します。よろしくお願ひいたします。

宮田：またこういったメンバーでこの審議会を運営してまいりたいと思っております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

会長：ありがとうございました。

続きまして若月所長さんよろしくお願ひします。

若月：失礼いたします。お時間を頂戴いたします。

4月の人事異動に伴いまして、日野区画整理事務所の所長となりました若月と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日、緊急事態宣言も発出されるというような厳しい状況下でございますが、皆様のお力をお借りしながら、また気を引き締めて事務所としては事業の実施をしてまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

会長：ありがとうございました。

それでは、ただいまから第36回、西平山区画整理審議会を開会いたします。

本日の議事の進め方につきましては、お手元にございます次第に沿って進めさせていただきます。

また、本日は傍聴の方が1名いらっしゃっておりますので、委員の皆様、傍聴人の皆様、よろしくお願ひいたします。

次に、本日の欠席委員について報告いたします。本日の欠席委員は、1名です。よって本日は14名の審議会委員の出席をいたしておりますので、土地区画整理法第62条第3項の規定に基づき、本審議会は成立いたしました。

続きまして、議事録署名人を指名させていただきます。本日の署名委員は、神田耕治委員と野口敏雄委員にお願いいたします。

議事録の書記は、事務局の七尾主任と矢光主任にお願いいたします。

続きまして、本日の審議会の主旨について、事務局より説明をお願いいたします。

鈴木：本日の次第につきまして、2番の(1)本日の審議会の主旨説明でございます。

本日は、事業の進捗に合わせまして、1つ目が仮換地の指定諮問、第86号でございます。次に、保留地の決定について、第87号でございます。それと、学識経験者の委員様から辞任の申し出がございましたので、議案第4号として上げさせていただいております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。A4、1枚目が「次第」とございます。1枚めくっていただきまして、今日の諮問事項の「86号」、それから裏面に参りまして「87号」、そしてまた1枚めくっていただきまして「議案第4号」、これは委員の辞任についてでございます。さらにめくっていただきますと、「令和3年度の職員名簿」、その次が「令和3年度の予算について」でございます。

次は、A3資料になります。諮問86号、仮換地指定調書、こちらのほうが冊子となっております。仮換地の指定調書、もう1つが図面、こちらのほうを添付させていただいております。次にその後ろ、ホッチキス留めの資料の後ろになりますが、参考図として重ね図をご用意させていただいております。

ここまでが仮換地指定調書の資料でございます。

続きまして、少し冊子をめくっていただきまして、保留地の諮問についてという形で、A3の後ろのほうに「保留地調書」がございます。

本日、この資料を使わせていただきまして、仮換地の指定、及び保留地の諮問について、決定についてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。資料の過不足等ございましたらすぐご用意させていただきますので、もしもある方につきましては手を挙げていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

会長：それでは、審議に入りたいと思います。

はじめに、本日の審議の手順について説明いたします。本日は傍聴人がいらしておられますので、まず、諮問第86号の諮問文を朗読してもらいます。諮問第86号については個人情報を含みますので、朗読後、傍聴人の方には退席をしていただきます。

その後、諮問第86号の説明及び質疑応答が終わりましたら、再び傍聴人の方に入室していただき、採決を行います。

それでは、諮問第86号の諮問文の朗読を事務局、矢光主任よりお願ひいたします。

矢光：よろしくお願ひいたします。

諮詢第 86 号 令和 3 年 4 月 23 日 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会様
日野都市計画事業西平山土地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長
大坪冬彦

日野都市計画事業西平山土地区画整理事業の仮換地の指定について（諮詢）

このことについて、土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により、別添の調書及び図面のとおり仮換地の指定をしたいので、同法同条第 3 項に基づき、貴会の意見を求めます。

会長：はい、ありがとうございます。

それでは、諮詢第 86 号は個人情報に関わる内容となりますので、審議会議事運営規則第 6 条の規定に基づき、非公開といたします。傍聴人の方は退席をお願いいたします。

なお、審議が終了しましたら、改めて入室していただきます。

（傍聴人退席）

それでは、諮詢第 86 号の説明を事務局、松永係長よりお願いいいたします。

松永：それでは、諮詢第 86 号についてご説明いたします。右上に茶色で「諮詢第 86 号」と書いてあります、仮換地調書の 1 ページ目をご覧ください。

タイトルが「仮換地指定諮詢位置図」と書かれている図面となっております。今回は諮詢案件が 34 件ございます。日野市では令和 2 年 2 月に財政非常事態宣言を発出しておまりまして、本年度につきましては地区内において必要最低限の施行を行ってまいります。今回指定諮詢をする理由につきまして、2 点ございます。

1 つ目につきましては、こちらの番号の②から⑥、⑩、⑪、この固まりです。こちらの固まりにつきましては、今後の 3・3・2 号線の用地空けに伴い、工事及び移転に影響がある土地につきまして仮換地の指定を諮詢するものでございます。

2 つ目の理由でございます。2 つ目はこちらからここの南側、こちらとこちら、あと左上のこちらです。場所が飛んでいるんですけども、こちらにつきましては、道路整備やほかの人の仮換地になる際に、従前地の借り上げを既に行っている土地でございます。通常借り上げにつきましては短期間を想定しておりますが、事業が長期化している中で効率的に区画整理事業用地にするために仮換地の指定を行っていくものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。右上に茶色で「諮詢第 86 号」と書い

である仮換地指定諮問参考重ね図と、右上に茶色で「諮問第 86 号」と書いてある
仮換地指定諮問仮換地明細図につきましては、前方のスクリーンをご覧ください。
右上に茶色で「諮問第 86 号」と書いてある仮換地指定調書につきましては、お手
元の資料をご覧ください。

それでは、1番からご説明をさせていただきます。

番号の①につきましては、こちらが昔 JR の官舎があったところでございまして、
こちらが JR 中央線が通っているところでございます。従前の場所が黄色で囲ま
れている青い数字の場所、仮換地がピンクで囲まれていて赤い数字の場所となっ
ております。

仮換地明細書の1ページ目に土地の形状が記載されております。こちらが土地の形
状となっております。

お手元の仮換地指定調書の2ページ目をご覧ください。

番号①、従前の土地、■、■、登記地積 ■ 平米、基準地積
■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■ となってお
ります。

続きまして、②から⑤のご説明をさせていただきます。

こちらが柳通りとなっております。山田設備がこちらのほうになっています。こち
らが②番、青い数字の黄色で囲まれているところが従前地、仮換地がピンクで囲
まれている赤の2番、③につきましては青い数字で黄色で囲まれているところが
従前地、仮換地が赤の3で囲まれている場所、④番はこちらが従前地の場所、赤
で囲まれている4番が仮換地となっております。青で丸5と書いてある黄色で囲
まれている場所が従前地、仮換地が赤い5と書かれている場所になります。

それでは、仮換地の明細図の形の説明をさせていただきます。

こちら ■ 街区でございまして、②番、③番、④番、⑤番という形で仮換地の位置
となっております。

それでは、仮換地調書の2ページ目をご覧ください。

番号②、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積とともに
■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号③、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積とともに
■ 平米。■、■、登記地積 ■ 平米、基準地積 ■ 平米。

仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号④、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに
■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑤、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに
■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■、となっており
ます。

続きまして、6番から11番のご説明をさせていただきます。

6番から11番の土地はこちらになります。こちらに東京都の住宅供給公社の土地
がありまして、その坂を上がっていって3・3・2号線にぶつかって左折した、こち
らの一団で開発された場所でございます。⑥番、従前地・仮換地とともに同じ場所
でございます。⑦番もこちらでございます。⑧番、こちらでございます。⑨番、
こちらでございます。⑩番、こちらでございます。⑪番、こちらでございます。

続いて、土地の形状になります。⑥番、⑦番、⑧番、⑨番、⑩番、⑪番となってお
ります。

続きまして、仮換地調書の2ページ目をご覧ください。

番号⑥、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに
■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑦、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに
■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑧、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに
■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑨、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに
■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑩、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに
■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑪、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに
■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■、となってお
ります。

続きまして、12番から17番のご説明をさせていただきます。

12番と14番につきましては付け換地となっておりまして、こちらに7・5・1号線が

ございまして、滝合小がこの辺りにございます。現地は今、資材置き場になっている場所でございます。こちらに従前の 12 番と 14 番がございます。12 番の仮換地がこちらでございます。13 番につきましては、従前地がこちら、仮換地がこちら。14 番、先ほどの従前地は付け換地でございます。仮換地がこちらでございます。15 番の従前地がこちら、仮換地がこちらでございます。16 番の従前地がこちら、仮換地がこちらでございます。17 番の従前地がこちら、仮換地がこちらでございます。

それでは、土地の形状をご説明いたします。全て ■ 街区でございまして、12 番が付け換地、13 番がこちらでございます。14 番が付け換地、15 番がこちらでございます。16 番がこちら、17 番がこちらという形になっております。

それでは、仮換地調書の 3 ページ目をご覧ください。

番号⑫、従前の土地、■、■、登記地積 ■ 平米、基準地積 ■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑬、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに ■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑭、従前の土地、■、■、登記地積 ■ 平米、基準地積 ■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑮、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに ■ 平米。■、宅地、登記地積・基準地積ともに ■ 平米。■、■、登記地積・基準地積ともに ■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑯、従前の土地、■、■、登記地積 ■ 平米、基準地積 ■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■。

番号⑰、従前の土地、■、■、登記地積・基準地積ともに ■ 平米。仮換地、街区番号 ■、地積約 ■ 平米、減歩率約 ■、となっております。

続きまして、18 番のご説明をいたします。

18 番につきましては、従前の土地がこちらであります。仮換地につきましてはこちらでございます。

続きまして、土地の形状のご説明をいたします。■ 街区になりまして、こちらで

ございます。

それでは、仮換地調書の3ページ目をご覧ください。

番号⑯、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積・基準地積ともに
[REDACTED]平米。[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積・基準地積ともに [REDACTED]平米。
仮換地、街区番号 [REDACTED]、地積約 [REDACTED] 平米、減歩率約 [REDACTED]、となっております。

続きまして、19番から26番までのご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、やはり東京都の住宅供給公社の西側のところでございます。
こちらがその坂を上っていく通りになっております。その西側の街区になります。
こちらに土地計画道路の7・5・1号線が走っているところでございます。19番
の従前地がこちら、仮換地がこちらでございます。20番の従前地がこちらです。
そして仮換地が——失礼しました、こちらですね。21番の従前の土地がこちら、
仮換地がこちら。22番の従前の土地がこちら、仮換地がこちらでございます。23
番の従前地がこちら、仮換地がこちらです。24番の従前地がこちら、仮換地がこ
ちらでございます。25番の従前地がこちらです。仮換地がこの細い線になってい
ます。26番について従前地がこちら、仮換地がこちらでございます。

続きまして、土地の形状のご説明をいたします。19番の仮換地、20番の仮換地、
21番の仮換地、22番の仮換地、23番の仮換地、24番の仮換地、25番の仮換地、
この細い線です。26番の仮換地となっております。

続きまして、調書の3ページ目をご覧ください。

番号⑰、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積・基準地積ともに
[REDACTED]平米。仮換地、街区番号 [REDACTED]、地積約 [REDACTED] 平米、減歩率約 [REDACTED]。

4ページ目をご覧ください。

番号⑱、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積 [REDACTED] 平米、基準地
積 [REDACTED] 平米。仮換地、街区番号 [REDACTED]、地積約 [REDACTED] 平米、減歩率約 [REDACTED]。

番号⑲、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積・基準地積ともに
[REDACTED] 平米。[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積 [REDACTED] 平米、基準地積 [REDACTED] 平
米。仮換地、街区番号 [REDACTED]、地積約 [REDACTED] 平米、減歩率約 [REDACTED]。

番号⑳、従前の土地、[REDACTED]、宅地、登記地積・基準地積ともに
[REDACTED] 平米。仮換地、街区番号 [REDACTED]、地積約 [REDACTED] 平米、減歩率約 [REDACTED]。

番号㉑、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積・基準地積ともに

■■■■■平米。仮換地、街区番号■、地積約■平米、減歩率約■。

番号②、従前の土地、■■■■■、■■■、登記地積・基準地積ともに
■■■■■平米。仮換地、街区番号■、地積約■平米、減歩率約■。

番号③、従前の土地、■■■■■、■■■、登記地積■■■平米、基準地積
■■■■■平米。仮換地、街区番号■、地積約■■■平米、減歩率約■。

番号④、従前の土地、■■■■■、■■■、登記地積■■■平米、基準地積
■■■■■平米。■■■■■、■■■、登記地積・基準地積ともに■■■平
米。■■■■■、宅地、登記地積・基準地積ともに■■■平米。仮換地、
街区番号■、地積約■■■平米、減歩率約■、となっております。

続きまして、27番、28番のご説明をいたします。

27番の従前地はこちらでございます。仮換地はこちら——失礼しました。こちら
は今、浅川になっておりまして、こちらは7・5・1の通りになっていまして、昔の
旧道のところになります。こちらは滝合小がある場所でございます。従前地の27
番がこちらでございまして、仮換地がこちらでございます。28番の従前地がこち
ら、仮換地がこちらでございます。

土地の形状についてご説明いたします。こちらが27番の土地の形状です。こちら
が28番の形状となっております。

調書の4ページ目をご覧ください。

番号⑤、従前の土地、■■■■■、■■■、登記地積・基準地積ともに
■■■■■平米、そのうち基準地積■■■平米。仮換地、街区番号■、地積約■平
米、減歩率約■。

5ページ目をご覧ください。

番号⑥、従前の土地、■■■■■、登記地積■■■平米、基準地積■■■
平米。仮換地、街区番号■、地積約■■■平米、減歩率約■、となっておりま
す。

続きまして、29番のご説明をいたします。

29番の従前地はこちらにございまして、場所としましては、こちらに地区センタ
ーがございます。こちらに神社がございまして、坂を上ってくるところでござい
ます。こちらに3・3・2号線があるところです。29番の従前地がこちら、仮換地先
がこちらでございます。先ほどの坂を上がりまして、7・5・1があります、こちらで

ございます。こちらは滝合小ですね。地区センターがございます。

29 番の形状のご説明をさせていただきます。こちらが 29 番の土地の形状でございます。

調書の 5 ページ目をご覧ください。

番号②、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積 [REDACTED] 平米、基準地積 [REDACTED] 平米、そのうち [REDACTED] 平米。仮換地、街区番号 [REDACTED]、地積約 [REDACTED] 平米、減歩率約 [REDACTED]、となっております。

続いて、30 番のご説明をさせていただきます。

先ほど 27 番でこちらをご説明したのですが、分割の換地になっておりますので、同じ位置に 30 番の従前地がございます。仮換地のほうがこちらでございます。こちらはテニスコートが元あった場所の南西側になります。こちらが 30 番の換地となります。

形状の説明をさせていただきます。こちらが 30 番の土地の形状となっております。

調書の 5 ページ目をご覧ください。

番号③、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積・基準地積とともに [REDACTED] 平米、そのうち [REDACTED] 平米。仮換地、街区番号 [REDACTED]、地積約 [REDACTED] 平米、減歩率約 [REDACTED]、となっております。

続きまして、31 番のご説明をさせていただきます。

先ほどの隣になります。31 番の従前地がこちら、仮換地がこちらでございます。

形状についてご説明させていただきます。このような土地の形状となっております。

調書の 5 ページ目をご覧ください。

番号④、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積 [REDACTED] 平米、基準地積 [REDACTED] 平米。[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積 [REDACTED] 平米、基準地積 [REDACTED] 平米。仮換地、街区番号 [REDACTED]、地積約 [REDACTED] 平米、減歩率約 [REDACTED]、となります。

続きまして、32、33 のご説明をさせていただきます。

こちらは柳通りをずっと平山通りから西のほうに入ってきていただきまして、この曲がりのところですね。こちらが 3・3・2 になります。従前の 32 番がこの黄色く囲まれている場所でございます。赤の仮換地先がこういう形、32 になります。33 の従前地がこういう形、仮換地がこういう形になります。

土地の形状のご説明をいたします。32 番がこのような形、33 番がこのような形となっております。

調書の 5 ページ目をご覧ください。

番号③②、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積 [REDACTED] 平米、基準地積 [REDACTED] 米。仮換地、街区番号 [REDACTED]、地積約 [REDACTED] 平米、減歩率約 [REDACTED]。

番号③③、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積 [REDACTED] 平米、基準地積 [REDACTED] 平米。仮換地、街区番号 [REDACTED]、地積約 [REDACTED] 平米、減歩率約 [REDACTED]、となつております。

続きまして、34 番のご説明をさせていただきます。

34 番につきましては合併換地となっておりまして、従前地が市内のいろんな別の場所に飛んでいるという状況でございます。仮換地先としましてはこちらになりますとして、西豊田駅の誘致を予定していた場所の東側の場所となっております。こちらが愛宕山でございます。こちらは中央線の線路になります。その南側のところ、これが換地になります。従前地につきましては、すぐ近くのこちら、それとこちらです。こちらにつきましてはフットサルコートがある場所の北に上がっていく 7・5・2 号線の両側ですね。それとこちらです。こちらは、今こちらまで出ている 7・5・1 号線の延長のところですね。それと、こちらにつきましては、こちらが浅川になっておりまして、地区の境の西側のほうになります。それとこちらです。こちらはもう八王子市に入るところですね。3・3・2 号線がこの辺に来るわけです。あと、こちらですね。こちらにもございまして、こちらが 7・5・1 号線の場所になりますとして、こちらが滝合小学校があります、その北側です。これらの土地が先ほどの仮換地場所に集まるという感じの土地になっております。

それでは、土地の形状についてご説明いたします。このような土地の形状となつております。

調書の 6 ページ目をご覧ください。

番号、従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積 [REDACTED] 平米、基準地積 [REDACTED] 平米。[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積 [REDACTED] 平米、基準地積 [REDACTED] 平米。[REDACTED]、宅地、登記地積・基準地積ともに [REDACTED] 平米。[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積・基準地積ともに [REDACTED] 平米。[REDACTED]、[REDACTED]、登記地積・基準地積ともに [REDACTED] 平米。[REDACTED]、[REDACTED]、

登記地積 ■■米、基準地積 ■■平米。■■、■■、登記地積
■■平米、基準地積 ■■平米。■■、■■、登記地積 ■■平
米、基準地積 ■■平米。■■、■■、登記地積 ■■平米、基準地積
■■平米。■■、■■、登記地積 ■■平米、基準地積 ■■平米。
■■、■■、登記地積・基準地積ともに ■■平米。仮換地、街
区番号 ■■、地積約 ■■平米、減歩率約 ■■、となっております。

以上でご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長：以上で、諮問内容の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質問やご意見のある委員の方はお願ひいたします。

■■：9番と10番なんですが、まず、減歩率の表現がちょっとおかしいんじゃないかと。
そうでもないですか。こういうものなんですか。通常の考え方だと、マイナス
0.3とか、そういう表現をする感覚だと思ったんですが、こういうものだったら、
そうですかという……。

会長：はい、松永君、どうぞ。

松永：はい。今のご質問でございます。こちらの ■■ と ■■ の減歩率でござい
ますが、そちらの表現は基準地積よりも多く換地を……

■■：それは分かるんですが、通常だとマイナス ■■ 等と表現するのが通常の表現かな
と思ったので、1までは減歩率がどんどん上がっていって、1を超えた途端に逆
にこう増えるというのは変な表現かなと思ったんですが。

松永：こちらは減歩率なので、これに100を掛けていただくと、■■%とか ■■%という
ことで……

■■：ただ、減歩率が100%を超えるというのは、通常の考え方だと、全部取られて、さ
らに土地を提供しなければいけないというのが……

松永：表現の仕方ということですね。

■■：言っていることは分かるんですけども、最初ちょっと戸惑いましたということです。

松永：失礼しました。趣旨としましては、従前の土地から仮換地の面積が増える場合には
このような表現になります。

■■：もう1つ、すみません。最後の34番、都市づくり公社の所有なんですが、この後
どういうふうになるのかと。要は、例えば仮換地されて、この土地が何か西豊田

駅と関係があるとか言っていたんですが、どういうふうな形の利用というか……

松永：土地利用ということですね。まだこの仮換地の段階では今このような形で書かせていただいているんですけども、まだ整備の時期がこちらのほうは未定となっておりますので、それが決まり次第、土地利用を都市づくり公社のほうで考えていいくと。

会長：よろしいでしょうか。

■：例えば、都市づくり公社が持っている土地というのはどういう——例えば処分しているとか、売却するのかとか、どんな手段があるのかなというのは。

萩田：よろしいでしょうか、会長。

会長：はい、どうぞ。

萩田：都市づくり公社の萩田でございます。この土地につきましてはまだ使用できるような状態ではないので、まだ計画としては定まっておりません。

会長：よろしいでしょうか。ほかに。はい、どうぞ。

■：今の■さんの絡みなんですが、6番と9番、さっきの増換地のあったところというのは……

松永：9番と10番ですね。

■：9番、10番、その辺りなんだけれども、まず、その1.0幾つというところの基準地積を超えたという理由をちょっと説明してほしいのと、その辺もうちょっとどこまでが移転をするところで、どこまでが移転しないところなのかなというのを説明してもらいたいと。

松永：分かりました。最初のご質問なんですけれども、100%を超えてきた理由としましては、こちらに都市計画道路の7・5・1号線というものが、平成2年12月に都市計画決定されて、この線が決まっております。その後に区画整理のほうが平成4年に事業を始めまして、その際、換地を決める際にこちらに隙間が出来てしまうと思うんですね。この従前の土地と都市計画道路の線の隙間がどうしても出来てしまうというところで、こちらの部位につきましては増換地ということで、もともと持っている基準地積よりも多く配置をさせていただいて、こちらとこちらにつきましては換地設計をさせていただきました。

■：すみません、もう1回絡みでいうと、保留地をとっておいて、保留地を増えた部分にするというやり方がありますよね。そこのらのと分かれるというのかな、まあ結

果的には清算金お金を頂くとかってことになるのかなと思うから、結果同じなのかもしれないけれども、公平感というのかな、片方が何平米、■平米、片方が■平米くらい増えるってことだから、そういう気がしないでもないんだけれども、そこら辺の考え方方が分かれるというのはどういうことなんですかね。それからあと、移転がどことかね。

松永：そこの面積要件での仮換地——増換地にするのか保留地にするかというのは、基準にはございません。それぞれ個々の現地を見たときにその判断をさせていただいております。そこにつきましては、もしここに保留地を設定した場合に、この二人の方はその保留地を買わないとこの7・5・1号線に接道しないという状況になりますし、この保留地の購入ということがマストといいますか、絶対になるんですね。保留地につきましては、必ず買わなくてはいけないという強制的なものではございませんので、それにつきましては、その保留地を買うか買わないかという選択をこの権利者の方にさせることで接道が要件になってしまふことを避けるために、増換地という手法でこの2つについては換地設定をさせていただいております。

■：移転をするかどうかというところは。

松永：移転につきましては、この6棟につきましては、不要移転でございます。すみません。

萩田：会長、よろしいでしょうか。

会長：はい、どうぞ。

萩田：実際、建物移転につきましては調査をして、建物評価委員会というところで正式に移転するか、あるいは移転の場合、曳家なのか、再築なのかということを決定することになっています。現在まだそれは正式には決定していないということになります。ただ、事業計画上の計画としては、ここの4軒と、こちらにつきましては現在のまま存置という計画にはなっております。実際には、正式には調査の上決定するということになります。以上です。

■：ちょっと気になっているのは、そこの道路は何でしたっけ。

松永：7・5・1号線。

■：7・5・1号、坂になってくるでしょう、多分南へ向かって。すると、例えば11番とか何かはかなり坂の上になっちゃうのかなって気がするわけ。すると当然そこへ

擁壁みたいなものが出来るじゃないですか。すると、今の1メートルぐらい土地が基準地積を増やしても、工事上の都合で大丈夫なのかなという心配があるということなんです。その調査の上で移転をしなさいということなの。

萩田：正式にはまたその際に詳細を調査して決定するということになります。

■：そういうことですか。言ってくれないと、うちはもう移転しないんですということを言っている方があの辺いるから、何か平気なのかななんて思いながらいたんだよね。

萩田：地権者には、正式にはそういう話はまだしていません。

■：そうなんですか。分かりました。

松永：確かに今、■委員が言われたとおり、平面で収まっているから移転がないということだけではなくて、高低差がある場合に移転が生じる場合がありまして、それにつきましては、工事の設計を行いまして実際に擁壁を造る際に影響がある可能性というところまで含めて検討をしております。

■：はい。

会長：よろしいでしょうか。ほかに。■さん、どうぞ。

■：幾つか、すみません。今の南側というのは一遍に皆、集団移転をやっているじゃないですか。ずっとそこでね。それ、私が知る限りでは4人ぐらい、もう現地へ戻らないよということで、別のところに住宅を求めたり、うちの方にまでもう来ている人もいるんですけども、何年ぐらい——2年ぐらいという人もいるし、長いと5年、6年、7年なんていう人もいるみたいな、実態的にはどうなんですか。

松永：中断期間ということですよね。

■：そう。

松永：萩田課長、お願いしてもいいですか。中断期間、この辺りの。

会長：はい、どうぞ。

萩田：まあ場所によって擁壁の造り方等がありますので、地権者によって異なるんですが、長い方だと2年、あるいはそれ以上の方も……。またこれから擁壁を造ってやるところもありますので、長い方だと2年の中断期間、短い方だと1年、そういうことでの地権者が多いです。

■：長い人で2年？ そんなことないでしょう。短い人で2年じゃないの。

萩田：すみません、実際建物を壊してから家が出来るまでは2年ぐらいかかるかもしれません

せんが、工事期間として1年間の中斷ということです。まあ中には2年に及ぶ方
もおります。

■：長い人でも2年ですか。もっと5年なんて人はいない。5年とか6年とか、いない。

萩田：そこの範囲の中で、今現在5年以上ということを想定している方はおりません。建
物がある方ということで。

■：もちろん。

萩田：はい。

■：そうですか。

会長：よろしいでしょうか。

■：もう1つ、すみません。31と32のところなんですけれども、なぜ2枚も指定して
あるのかなというところと、将来的な図というのは、今の……33なのか、32、
33？……そう、そこです。それで、33は今の道路の上をずっと環状線が来てかか
っていますよね。そうすると、外郭のところに今の道路が食い込むというよう
になっています。その道路を潰すわけにいかないから……そうなると、

松永：これが柳通りでございまして、この方の換地は柳通りまで出でてきます。

■：そうするとそこの道路がどうなるかというと、バイパスのほうの歩道だか、自転車
道だか何か知らないけど、本線のところにはかかるないけれども、ずっと食い込
むんだよね。

松永：この換地が今の柳通りには入ってきます。

■：柳通りに入るんだけど、そこで柳通りが途切れちゃうから、柳通りを南側に振るわ
けでしょう。

松永：これはこのまま残ります。この柳通りは。

■：いや、だから今その33のところはどうするかといえば、33の仮換地指定の南側に
その柳通りを通すってことになるんでしょう。

松永：そうですね。

■：そういうことでしょう。ということは、バイパスにかかっちゃうってことだよな。

松永：そうです。

■：それと、バイパスってのはやっぱりそれなりにまあこれから、歩道がかかるのか、
何だ、歩道と4つぐらいがかかつて……

松永：歩道と自転車専用道。

■：自転車道かな、かかる。その処理というのは結構面倒というか、形がいびつになるつちゅうか……。

松永：この部分のところですよね。

■：そうそう。

松永：この3・3・2が来るところと、柳通りがぶつかると、まあ交わるというか、こここの構造というか、ということですね。

■：あんまり形がよくねえなと思うんだけどさ。何かもうちょっと工夫をして、多少計画を変えてでも、何かやり方ってのはないものかねと、そういう話。

松永：今、相武国道のほうと、これから3・3・2号線の将来形の設計をしていきますので、その辺りの構造をどういうふうにするかというのは、市のほうも、今日ご意見いただきましたので、ちょっとと考えていきたいと思います。

■：はい。

会長：よろしいですか。

■：はい、いいです。

会長：ほかにご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、諮問第86号については、原案どおり異議なしということで、これで取りまとめたいと思います。

続きまして、傍聴人の方に入室していただき、審議を続けたいと思います。では事務局の方、傍聴人に入室してもらうようお願ひいたします。

(傍聴人入室)

それでは、採決を行いたいと思います。諮問第86号の仮換地の指定については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、諮問第86号については、原案どおり決定いたします。

続いて、諮問第87号の朗読を事務局、矢光主任よりお願ひいたします。

矢光：諮問第87号 令和3年4月23日 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会様
日野都市計画事業西平山土地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長
大坪冬彦

日野都市計画事業西平山土地区画整理事業の保留地の決定について（諮問）

このことについて、土地区画整理法第96条第2項の規定により、別添の調書及び

図面のとおり保留地を定めたいので、同法同条第3項の規定に基づき、貴会の同意を求めます。

会長：では、続いて、諮問第87号の説明を事務局、松永係長よりお願ひいたします。

松永：それでは、諮問第87号についてご説明いたします。右上に「諮問第87号」と書いてあります、保留地調書の1ページ目をご覧ください。

タイトルが「保留地諮問位置図」と書かれている図面です。今回は諮問案件が3件ございます。3件とも本年度に整備を予定している保留地となっておりまして、令和4年度に売却を行い、区画整理事業の収入として予定しているところでございます。

3ページ目をご覧ください。保留地のある位置の形状が記載されております。

詳細については2ページ目をご覧ください。番号①、街区73、保留地番号73(1)、地積約327平米。

続いて、4ページ目をご覧ください。②番、③番の保留地の形状が記載されております。

詳細については2ページ目をご覧ください。②、街区76、保留地番号76(1)、地積約146平米。③、街区76、保留地番号76(2)、地積約351平米。

以上でご説明を終わります。失礼しました。

現地の写真になります。保留地の1番につきましては、まだ現地はこれから整備をするところでございますので、更地にはなっているところでございます。

続きまして、②番、こちらでございます。こちらにつきましては昨年度道路の整備が整地まで終わったんですけども、一部代替地として使用していた関係で来年度、4年度の公売という形になります。

続きまして、保留地の3番になります。保留地の3番につきましても、現地のほう、更地にはなっております。今年度の工事によって整地と道路の築造を行いまして、令和4年度売買という形に向けて工事を行っていきたいと思っております。

以上でご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長：以上で、諮問内容の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質問やご意見のある方はお願ひいたします。

ご意見、ご質問がないようですので、質疑を行いたいと思います。

それでは、採決を行います。諮問第87号保留地の決定については、原案どおりで

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、諮問第 87 号につきましては、原案どおり決定いたします。

続いて、議案文の朗読を事務局、矢光主任よりお願ひいたします。

矢光：議案第 4 号 令和 3 年 4 月 23 日 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会様
日野都市計画事業西平山土地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長
大坪冬彦

日野都市計画事業西平山土地区画整理事業の委員の辞任について

このことについて、日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会議事運営規則第 11 条に基づき、委員の辞任について承認されたい。

会長：それでは、議案第 4 号の説明を事務局、松永係長よりお願ひいたします。

松永：議案第 4 号のご説明をさせていただきます。

このたび、学識経験委員の遠藤眞実委員から、令和 3 年 4 月 2 日付で辞任届が提出されました。遠藤委員におかれましては、平成 25 年 6 月 8 日から審議会委員を務めていただきました。審議会議事運営規則第 11 条によりますと、「委員は辞任しようとするときはあらかじめ審議会の承認を得なければならない」と規定されておりますので、本日審議会に議案として上程させていただきました。なお、後任の学識経験委員につきましては、本日の審議会でご承認をいただきました後、次回の審議会までには選任したいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長：以上で、議案内容の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質問やご意見のある委員はお願ひいたします。

■：ちょっとといいですか。

会長：はい。

■：辞任については結構なんですけれども、学識経験者が施行規程上は何人ともう決まっているんですか。それだけお伺いしたいのですが。

会長：はい、松永係長。

松永：施行規程の第 10 条に、西平山の学識経験委員につきましては 3 人ということで規定されております。以上でございます。

会長：よろしいでしょうか。

■：はい、結構。分かりました。

会長：それでは、議案4号について、承認されるということでいいでしょうか。

異議ないようですので、それでは、議案第4号については、原案どおり承認いたしました。

続きまして、その他、令和3年度予算について、事務局より、鈴木課長補佐お願いいたします。

鈴木：皆様におかれましては、お手元のほうにも画面と同じ資料をお配りしておりますので4枚目だと思いますが、見ていただきたいと思います。

では、令和3年度予算編成について、私のほうからご説明させていただきます。

まず、日野市では令和2年2月に財政非常事態宣言を発出させていただきました。その後、コロナ禍の影響によりまして緊急事態宣言、そういう背景がございまして、令和2年度、市としましてはコロナの感染対策を第一としまして、事業に優先順位をつけまして、市の方では事業を実施させていただいております。その中で、令和2年度西平山土地区画整理事業につきましては、当初道路整備が530メートル、宅地整備は2,500平米、建物移転37棟、こちらは予定どおり全て完了することができました。皆様にはご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

では、そのような宣言下の中、令和2年度におかれましては、令和3年度の予算編成を行うことになっております。その中で、市全体としての取組としましては、新型コロナの感染症対策を最優先としまして、全ての事業をゼロベースで見直した上で、事業の優先順位を行いまして、3年度予算を編成しております。その中で、区画整理事業におきましては、整備箇所の点数評価を行いまして、優先順位の高いものを選ばせてもらっております。また、各地区的最低の事業進捗を図るような形で事業の箇所を抽出しております。

では、どのような評価項目があったかといいますと、政策上の位置づけや、実施期限の制約、補助金の有無、売却可能な保留地の創出、中断経費の解消など、こういったものの点数化を行いまして、事業箇所を選出させていただいております。その結果、令和2年度と令和3年度の事業予算につきましては、4地区全体で31.3億だったものに対して、令和3年度は23億円、マイナス8.3億円になりました。西平山につきましては、昨年度17億円に対して11.8億円で、5.2億円の

マイナスとなっておりますが、市全体の事業費と比べた場合、その半分ほどが西平山地区のほうに充当されている形になります。

では、日野市の財政再建というはどうなっていくのかということにつきましては、令和3年3月、日野市の財政再建方針を策定させていただいております。では、そのような中で今後どうしていくのかといいますと、令和3年度以降に財政再建計画を策定しまして、これから財政再建に取り組んでいく形になります。令和3年度の事業につきましては、道路整備が450メートル、宅地整備が7,000平米、建物移転が12棟という内訳となっております。

では、今後の事業の進め方になりますが、区画整理事業におきましては、今後財政再建下の中、3・3・2号線の道路用地確保、それから中断経費の解消——これは道路整備などが途中状態になっておりまして、維持管理などの経費がかかっている事業につきまして解消する事業を言っております。次に、事業費を生み出す保留地の創出事業、こういったものを主軸に事業を進めさせていただきたいと考えております。

では、その間、それに伴いまして、5カ年計画でございます。5カ年計画は、今の状況につきましては、令和元年から令和5年度までの5カ年計画となっております。本来であれば今年度、令和3年度、見直しを行い、令和4年度に公表という形を取らなければならないところなんですが、財政再建が目の前に迫っております。また、そういった中で事業費が市全体のところから区画整理事業も決まってくるわけですから、財政再建計画の状況を見ながら5カ年計画のほうは策定していくことになるのではないかと考えております。

ただし、区画整理課のほうでは、事業の整備箇所の抽出は説明させていただきつても、財政再建計画と準拠する形で5カ年計画のほうを策定していきたいと考えておりますので、皆様につきましては引き続き事業のご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

私からは以上になります。

会長：ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。ただいまの説明につきまして、ご質問のある委員はお願いいたします。はい。

■：工事の説明はされているんですが、5カ年計画では、図を見ていただければ分かる

んですが、3・4・24 の内側の部分、茶色の楕円形のところは検討とか、そういういった作業なんですね。そういうものに対して本年度どういうことをやるとか、やった成果とか、そういういたこともきちんと説明すべきじゃないかと思うんです。それがちょっと欠けているように思いましたので、意見として述べさせていただきました。

会長：はい、どうぞ。

大野：令和3年度工事の説明につきましては、この予算を説明させていただいた後に私のほうからご説明させていただきますので。

■：工事の説明じゃなくて、その5カ年計画の茶色の楕円のところです。そういうのをみんな検討とか、実際の工事の前の準備の段階の作業だと思うんですね。それがなかなか具体的にどのくらい進んでいるのかが見えないので、そういうこともやっぱり年度ごとに進捗を説明していただきたいということです。

鈴木：はい。今現在どんな形で進んでいるかということについてご説明させていただくと、今3・3・2号線の第2期と呼ばれるところにつきましては、直上物件はほとんどが農地となっております。今年度の3月に、直上物件の農地の方につきましてアンケートを取らせていただいております。どのようなアンケートかといいますと一どのようなアンケートというよりも、これからまたさらにそのアンケートを基に各権利者の意向調査をさせていただきまして、今後の区画整理事業のほうに反映させていただくというような形を考えております。

■：多分7月ぐらいに年度の計画等の便りが出ると思うんですが、そういう中にぜひそういう報告も含めていただければ地域の人も理解できるんじゃないかななど、ここだけではなくて。

鈴木：そうですね。はい、分かりました。

会長：よろしいでしょうか。では、ほかにご意見。

■：ちょっとお願ひします。

会長：はい、どうぞ。

■：多分勉強不足で申しわけないんですが、道路のこの3・3・2というのは、将来国道ということですよね。

鈴木：はい。

■：あと、3・4・24 というのはどういった道路、やっぱり国道につながりますけ

れども……

鈴木：はい。じゃこちらのほうで、すみません、ご説明をさせていただきます。今お話し
いただいた 3・3・2 号線がこちらですね。それに伴いまして、JR の西側にあります
これが 3・4・24 号線になります。こちらは今、主要事業の休止となっておりま
して、再開時期についてはもう少しお時間をいただく形になるかなと思います。

■ ■ ■ : それと、これはあくまでも市施行ということですが、というのは、将来国道
というんですから、国の財政投資とか何か補助金とか、そういうたのものはないん
ですか。

鈴木：まず、これは市の施行でございます。3・4・24 号線につきましては、3・4・24 を造っ
ていく中では、国及び東京都の補助金を活用して造っていく形になっております。

■ ■ ■ : そういうのは、停止している時点でも補助金というのは出ているんですか。

鈴木：いえ、3・4・24 の補助金につきましては、造るときに補助金を頂きます。逆に 3・3・2
号線は用地を空けるときに、公管金、公共施設管理者負担金というものをもらい
まして用地空けを行っております。よろしいでしょうか。

■ ■ ■ : はい。

会長：はい。

■ ■ ■ : ■ ■ ■ ですけれども、財政再建における区画整理事業の進め方のところの、2 番目の
中断経費解消事業のことですが、これは括弧で、道路整備などが途中状態で維持
管理費などの経費を解消する事業となっているんですけれども、もうちょっと詳
しくいうと、これはどういう内容ですか。予算規模もついでに。解消事業。

鈴木：実は今回、西平山の区画整理地区内というのはたくさんの道路を造らせていただき
ております。たくさんの道路を造るに当たりまして、道路用地の一部を宅地に一
一もともと宅地だったところに道路を造る関係で、宅地を貸してもらって道路を
造っているところが多数あります。毎年その貸してもらうのにお金を払っており
ますので、そういったところを仮換地の指定をして、なくしていくかいたい。そ
ういった土地借り上げの経費を削減していくかいたいと。こういった事業をこの中では
中断経費解消事業という形で表現しております。

■ ■ ■ : 借り上げをするということですね。

鈴木：はい。それを解消していきたいと。道路を造るのに、底地である住宅地を貸してい
ただいておりますので、それに毎年お金を払っております。それを解消していく

という事業になります。

■：関連でいいですか。

会長：はい、■さん、どうぞ。

■：関連なんですが、今言ったので具体的に、例えばどういうところの道路を借り上げでやっているのか、その借り上げの費用というのは具体的には何なんですかと、その 2 点。

鈴木：はい。今回質問がありましたので、ご説明させていただきます。こちらのこの箇所、今道路が途中までしか出来上がっていません。こここのところですね。すみません、途中まで出来上がっていまして、出来上がっているんですが、その一部のところにつきましては宅地、土地を貸していただいて、道路を上に造っているというところになります。具体的には。

■：ほかには。それだけだったら幾らでもないよね。

鈴木：すみません、今日ちょっとご用意していなかったので、ほかにどこかというと、まあほかにもあるんですが。

■：いや、誰か分かっている人、いるんじゃないの。

■：すみません、いいですか。

会長：会長：はい、■委員。

■：実は、これは 7 月のときに具体的に示すということですね。7 月頃、いわゆる進め方についての具体的な対策を示すと言われていましたよね。それで、その中にこの中断している、中断のところの解決のために借り上げ方式を進めますよというふうに理解していいんですよね。

鈴木：すみません。先ほどの一番最初の……はい。まず、すみません、誤解があつたら申しわけないんですが、令和 3 年度事業の箇所を選定するに当たりまして、点数化をするに当たりまして、まずこのような 1 番から、たくさんまだ項目はあるんですが、例として挙げさせていただいている。こういうものに類する事業なのかどうかというところを、点数化するときの項目として、まず挙げさせていただいているというのが 1 点目です。これは令和 3 年度予算を作る上での、整備する箇所を選ぶ上での考え方という形になります。

今後、財政再建計画が発表されて、策定されて、今度財政再建期間というものがございます。その期間の中で西平山ではどのような事業を進めていくかというと、

その1つが国の用地の確保事業、2番目が今お話ししました宅地の上に道路を造って、宅地を貸していただいている宅地代を解消する、借り上げを解消する事業を進めていきたいということと、保留地を生み出す事業を今後進めていきたいという考えを持っているということでございます。特に7月という話ではないです。今後の進め方として、この3つの事業を主体として西平山の事業は進めていきたいなと考えているところでございます。

■：いや、まあ分かりましたけれども、つまり、財政再建ということですから、効率という問題と、経費をできるだけ少なくするという意味合いがありますよね。それで增收策としての保留地だと。これもよく分かります。で、先ほど言ったように、中断しているところを借り上げ方式でやろうと既に決めていたようなところを別な形にするとか、そういうことも含まれていると。そういう意味がこの中には込められているということなのかということをちょっと確認したかったです。

鈴木：はい。中断経費の中には2つあります。1つは、土地を貸してもらっている費用を削減したい。では、削減するためにはどうするのかというと、その方の移転先の宅地を造るといった形で、2つ目に土地のお金を返却する、貸していただいているお金を解消するというのと、解消していく中で、移転先の整備も進めていくという形を考えているところです。

■：はい、分かりました。

■：ですから、それはそれでいいんだけれども、財政再建に貢献するような借り上げ費用になっているんだろうなと思うんだけれども、ただ、それは具体的にはどこですかと。どういうところを借り上げして進めているんですかということを、さっき言った括弧の①番ぐらいのところはごく僅かなところなんだよな。

鈴木：分かりました。

■：そんなのはもう微々たるものなの。そうでないところがたくさんあるでしょうと。

鈴木：では、一番大きいところをお話しさせていただきます。私どもの説明が悪かったです。今3・3・2号線の西側なんですが、こちら側のところ、大きく遺跡調査をさせていただいております。その箇所につきましては借り上げで遺跡調査をさせていただいているところもありまして、そういったところがまず大きくあります。

■：どこ、遺跡調査してるの。そんなとこ、遺跡調査やってないよ。

鈴木：こちらですね。そういったところを、土地を貸していただいて、国に遺跡調査をし

ていただくために土地の借り上げといった手法を使って、させていただいている
ということがございます。

■：そんなものですか。

鈴木：すみません。

■：要するに、仮換地指定でないところ、仮換地指定が済まないところはみんな借り上
げでやっているってことでしょう。

鈴木：仮換地指定の中で、5号指定といいまして、従前地が使えない形で——すみません、
逆ですね。従前地を使いたくて、なおかつ換地先が使えないようなところ、こう
いったところが土地の中斷経費がかかっているという形のところになります。

■：そのほとんどが中断でやっているんじゃないの。違うの。誰か分かる人いないの。

萩田：じゃ、会長。

会長：はい、どうぞ。

萩田：今借りているエリアは、特定のエリアというよりは、今事業をかなり広い範囲でや
っていますので、特定のエリアで借りているというよりはかなり広範囲に借りて
いるというのが現実です。かなり面積も——ちょっと今、ごめんなさい、面積は
資料がないんだけれども、かなりの量を借りています。

■：すみません、ですから、もう一言言わせてもらいたいのは、仮換地がなかなか進ま
なかつたり、いろいろトラブルがあつたりするようなところを早く進めたいと。
要するにまあ我々からすれば早く進みたいと思っていますから、早く進めるため
に仮換地じゃなくて、借り上げの方式を探り入れながら道路計画を推進するとい
うことが、今までやられていたわけでしょう。それはどこが統括するのかよく分
からないんですけども、それは事業者のほうであんばいしながら、ここは借り
上げで早めに進むよというようなことをやっていたと。

今回の令和3年度の方針の意味合いの中には、そういうことがあんまりできなくな
りましたと。そういうことがあまりできなくなる可能性があるということを意味
しているのかということを聞きたいんですよね。再建という名の下にですよ。だ
から、それはさらに遅れていくという意味を持っていますよね。借り上げができ
ない、減らしちゃうわけですから。そういう意味合いがこの中には含まれている
けれども、具体的にはこれから提示されるということですね。検討して。

鈴木：そうですね、はい。

■：すみません、私も一言だけ。

会長：はい、■委員、どうぞ。

■：結局ですね、最初部長さんが言われたように、法令をきちっとやって、ほんとは仮換地指定をして、道路の部分の使用収益は止めて、行き先もちやんと換地法で指定をして、それで空けると。それが一般的というか、基本的なやり方じやないですか。日野市の場合はそれをせずに、借り上げ・借り上げで事業を早くやりましょうってことでやってはくれている。その気持ちはもうすごい分かるんですよ。だけど、そういうのがこういう結果になっちゃってるんだろうなと。

それで、そのことでもってまたいろんなトラブルも出来やすいんだよな、そういうのってのは。だから、それは部長が言うように、法令もできるだけ守りながらやっていこうよというところにつながっているのかなと。もちろん不正とかそんなのは論外な話としてね、そういうことかなと私は思っているので、それはそれでもって進めてもらうのはいいです。

だから、借り上げの部分を、今までの部分は借り上げができるだけ解消しながらもね、■さんが言うように、それでもって止まつても困るので、できればそういう部分をね、違うところを潰してもというところはね、そういう費用をつぎ込んででも進めてほしいよと、そういうふうに思います。

会長：ほかに、よろしいですか。はい、どうぞ。

■：先ほど遺跡調査という話が出たんですけども、かなり大がかりにあそこの大変なところをやり出しているんですが、遺跡調査というのは今順調に進んでいるんですか。やはり市が思っている、描いている関係と、ストーリーどおり遺跡調査というのは進んでいるんですか。

僕はたまたまもう移転したんですけども、遺跡調査が延びて半年間は換地を使えなくて、半年間また別に延ばされて、そういうことを経験したので、これから先遺跡調査もいろいろあると思うんだけども、大事なものが出てから長くなるとかね。今まで、令和2年度まではどのような進捗状況で遺跡調査、順調にいっているのか、それが遅れると自然に、皆さん早くしてもらいたいんだけど、区画整理が遅れるんだよね。一番大事なところというか、それがしょっちゅう何か出たからって遅れ遅れずっと、財政がなくなっちゃたらまた遅れるんじゃないか、みんな心配しているのはそういうところがあるんですけどね。少しでも取り戻す

ような感じが、遺跡調査ってのはちょっと目に見えてこないんですが、どうでしょうか。

大野：はい。では。

会長：はい。

大野：区画整理課、大野でございます。遺跡調査につきましては、いわゆる包蔵地という指定がございまして、包蔵地について掘削行為等ある場合に遺跡調査をしなければいけないということが、埋蔵文化財法で決まっております。私どもとしましては、計画的に遺跡調査をやっているというよりは、私どもの工事なりの計画に基づいて遺跡調査を違う部署に依頼するんですね。その違う部署が遺跡調査をした上で私どもが工事に入っていくという。ですので、計画的な遺跡調査ではなくて、計画的な私どもの事業に遺跡調査がついてきているような考え方になります。
先ほどおっしゃっていたように、物が出てしまったら延びてしまうというのは、これはまあ遺跡調査をする部署がそれの価値をどういうふうに判断するかというところもあるんですけれども、やはりそれも法律で決まっているところがございますので、ご迷惑をおかけしたかとは思うんですけども、やっぱり物が出てしまうところ後ろ押しになってしまい可能性もなくはない。ですので、ご質問にあるように、計画的な遺跡調査ではなくて、私どもの計画についてくるというような状況でございます。

■：じゃ、僕の場合には計画どおりいかなかつたということだね。半年大分延びたからね。

会長：はい、よろしいでしょうか。ほかにご意見等。では、ないようですので、次に移らせていただきます。

その他、令和3年度工事について事務局、大野課長補佐お願いいいたします。

大野：改めまして、大野でございます。よろしくお願いいいたします。

私からは、令和3年度の工事につきましてご説明をさせていただきます。令和3年工事、工事件名が「区画道路築造第75号その2、76号及び26、68、71、72、73、75、76、81-1 街区整地工事並びに浅川左岸第五処理分区（公社R3-1）工事」。ちょっと長い件名ですけれども、ちょっとこちらは大きく工事をやっているので長い件名になってございます。

この工事の目的としましては、3・3・2号線の用地空け、冒頭から申し上げているよ

うに、3・3・2号線は優先順位1位として事業を展開しておりますので、3・3・2号線の用地空けを進めていくということ。また、地域の交通の安全・安心を図ることを目的としております。もちろん権利者のために返地をするというところも目的となってございます。

場所につきましては、スクリーンのこの着色してあるところなんですが、こちらがずっと平山橋から3・3・2号線ですね。柳通りがございまして、これが滝合橋通りですね。滝合橋通りがここで柳通りに、その交差点があるんですけども、そこの中間の辺り、今現在3・3・2号線の仮道が平山橋通りからずっとここで止まっている状態ですね。去年築造しました3・3・2号線の仮道、こちら側ですね。これが旧の滝合橋通りから山田設備に抜ける道なので、この辺りからずっと築造しまして、この辺が築造されていたんですね。ここにつながって、先ほど遺跡調査と申し上げておりました旧のS字の仮道が去年切り回されまして、それにアクセスしていく。

その歯抜けの部分のここの3・3・2号線の仮道の築造、及びその3・3・2号線の用地空けに伴った——この辺が城址ヶ丘の上の段ですかね。城址ヶ丘の下の段がこの辺りかな。この崖線の箇所の工事になります。あとはここのことろ、これも3・3・2号線絡みで返地をかけますので、一部整備するというところになってございます。これを見ていただきますと、ここも整地がございまして、滝合橋通りが南から来ているんですけども、この箇所で返地を行いますので、滝合橋通りを北上されてきた方はそれぞれ3・3・2号線に振り替えて、旭が丘方面に向かう方は3・3・2号線に仮道がつながりますので、3・3・2号線を行っていただいて旭が丘方面に向かっていただくという交通の流れになります。

この工事をしますと、今申し上げたようにかなり交通の流れが変わってくると思いますので、注意喚起の看板や案内看板、また警察との協議も進めています、安全に交通切替ができるようにしてまいりたいと考えております。

工事の概要としましては、区画道路築造工事が270メートル、幅員が5~6メートルです。整地工が先ほど申し上げたように約7,000平米、坪数にすると約2,100坪、擁壁工——プレキャスト現場打ち——が約440メートル。この辺りはやっぱり崖線ですので、擁壁がかなり多くなっている。段々のこういう動線が来るというところでございます。

あと、この3・3・2の仮道につきましては約170メートル、幅員10メートル、車道が3.5、3.5、歩道が片側3メートルという形で整備させていただきます。それに伴って汚水の排水が出てまいりまして、汚水排水が約460メートルという形で、この宅地が張りつくところに汚水も入れていくという形の工事でございます。

これは、業者さんを募集する公表というのがあるんですけれども、公表につきましてはもう実施済みとなっておりまして、入札の予定が今月末、契約がゴールデンウイーク明けという予定で進んでおります。工期としましては2月末という形になつてございます。

今年度工事は以上の1本なんですけれども、1本では工事進まねえじゃねえかつて思われる方もいらっしゃるかと思うんですけれども、事業規模としましては、R2年度に比較して、まだ入札前なのであれなんですが、約1.7倍となっております。ですので、今年はここに集中的に予算をかけて3・3・2の事業を進めていくということで考えていくところでございます。

その大きい規模のものを1年で出しますので、ちょっと工期は厳しいところもあるんですけども、私ども効率的かつ安全に施工していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。工事につきましてご協力、よろしくお願ひいたします。

会長：ただいまの説明につきまして、ご質問のある委員はお願ひいたします。

■：すみません、よろしいですか。

会長：はい、どうぞ。

■：今のお話の続きになっちゃうかもしれませんけれども、この3・3・2号道路の先は、この浅川を越えて向こうの八王子側の道路とつながるわけですが、その計画はどうなっているんですか。ちゃんとといつ頃、例えば3年後になるのか、10年後になるのか、どういうふうな見込みとなっていますか。それをやっぱり時々住民からも言われるんですよ。私は直接答えることはできないのであれなんですけれども、どんなふうに見られていますか。

鈴木：よろしいでしょうか。

会長：はい、鈴木課長補佐。

鈴木：相武国道のほうでは、今の橋の関係の中で、環境調査というものを2年かけて進めると聞いております。その後、設計の詳細や警視庁協議という形に入っていくの

かなと想定しております。

■：そうなんですね。分かりました。

会長：よろしいですか。では、ほかに。

■：ストップしているわけじゃないよね、その浅川を越えるその工事というのは。遅れているだけですか。

鈴木：聞いておりますのは、八王子から日野市にかけて環境調査を進めていくと。それは橋の前後を主体的に進めていきますよということですので、そういうふうに聞いております。

■：はい。まあ一応そこまでで。

■：いいですか。

会長：はい、■委員、どうぞ。

■：関連もあるんですが、今の環境評価、2年間というんだけれども、この前縦覧をして意見書の提出がありましたよね。それもう時期を過ぎたと。1月から2月の初めにかけて意見書の提出期間があったんだよね。それは今言ったその2年間のうちのどの辺の部分になるんですかね。期間の中のね。というのが1つ。

それから、今、大野さんが説明してくれたバイパスの仮道をここまで来ていて、今そのピンクのところを造りますよね。南側から北側に振るような。それが出来ると開通するということだと思うんですが、その開通の時期の見通しをちょっと教えてほしいなと。

それから、滝合橋通りを南からずっと下って、今、大野さんの説明だと真っすぐは行けなくなっちゃって、そこで……

大野：そうですね。

■：そこを特にもうちょっと説明してほしいんだけどな。工事をやっているときはどこを行きやいいのかさ。まあ別の場所でもいいんですけどね。ちょっと分かったら。

大野：分かりました。

会長：じゃ鈴木課長補佐、お願いします。

鈴木：まず、環境評価のほうは昨年度から実施しているという話を聞いておりまして、その期間は約2年間と聞いております。縦覧との兼ね合いというお話なんですが、すみません、ちょっと確認させていただきたいと思います。申しわけございませ

ん。以上になります。

大野：ここの部分の説明です。ちょっとまだ業者さんが決まっていないので詳細が打合せできていないんですが、当然ここを止めてしまってどこにも行けないということにはできませんので、仮道をつなぐ——今ここまで出来ていますので、このバイパスにつなげるなりして、あとはこちらに回っていただくとか、この山田設備に抜ける道ですね。そういう案内看板を出したり、誘導員を立てたり、そういう対策を立てながら最終的にここをつなぐと。まあ整地が大体最後に来ますので、それまでは工事をやりながら、迂回しながら通っていただきながら、最終的に閉めて整地をするというのが段取りになろうかと思います。

■：あと、仮道の開通は年度末？

大野：年度末ですね、はい。

■：4年の3月。

大野：4年の3月を目指して、はい。この工事が無事に終われば多分交通できますので。

萩田：すみません、会長。

会長：はい、どうぞ。

萩田：すみません、今まだ業者が決まってないので計画ではあるんですが、人は通れるようにしていこうというふうに計画しております。

大野：ごめんなさい、どこ。

■：どこの話？

萩田：滝合橋通りです。回り道等を造って、人は通そうということは計画をしています。それから通行止めは恐らく現在の管を撤去したり等がありますので、結構早い時期になろうかなと思います。ちょっとまだ時期については業者と相談をして決めることになります。

大野：埋設関係の撤去の際は切り回したりということが出る可能性がある。すみません、私、最後にここを整地して止めると申し上げましたけれども、工事の工程の中で、現道を使えなくなる場合があるので、それで迂回をしていただくとか、そういう可能性はあるということでございます。

■：もう1回確認なんですが、業者が決まらないといろいろ決まらないという話は分かるんだけれども、それが決まった段階で業者さんがこうだああだと段取りをやると思うんですが、その後で1回説明会を地域でちょっとやってもらうと。かなり

影響が大きいと思うんだよね。

大野：そうですね。

■：そうだね。何かうちの自治会はど真ん中で一番動きのあるところなので、みんなちょっとどうなるのかなという心配があるので、やはりその辺の説明をしていただければと思います。

大野：分かりました。それは念頭に置いて進めさせていただきます。

会長：ほかにご質問等ございませんでしょうか。

■：すみませんね、私ばっかりで。

会長：はい、■さん、どうぞ。

■：建物移転 12 棟というのは、あのピンクの中ですか、まだ。

大野：いや。

萩田：じや。

大野：はい、お願いします。

萩田：そのピンクの中の一番南のほう、現在もう既に現地で解体が終わった部分がありま
すけれども、そこと、あとは 3・3・2 沿いのところです。工事の範囲ではなく、3・
3・2 に影響するところの建物を今年度予定してございます。

■：さっき言った移転なしの換地の西側ってことだ。

萩田：はい。

大野：そうですね、もうここは整地して返地する形になりますので、移転はまた別途とい
う形になります。

会長：ほかにご質問等ございませんでしょうか。

では、ご質問がないようですので、お願いします。

本日の審議は全て終了しました。これにて審議会を閉会とさせていただきます。
お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

(了)

この議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを認め
ここに署名押印します。

令和 5年 5月 27日

会長 田中博明

署名委員 野々敏雄

署名委員 神田耕治